

12月10日までに考える人は考えて・・

市更相の年末は早い！ 敷金支給で生保移行を考えている人は早めに！

市更相での生活保護申請（敷金支給分）は、一昨年の数字に・・・

暦が変わることに意味があるか無いかな？

最近、満年齢が主流で、正月がきたからといって年齢

が一つ増えるわけでもなく、落語の世界のように、ツケで買

った借金などを年末には一度ゼロにするという習慣も

ないので、正月の慌ただしさ、新年を迎える気分も、昔の

人ほどのことはないように思えます。

年末については、世間では休業が多く、釜では、短期間

ですが、乾パンの夜間宿所から三食風呂付きの越年臨時

宿泊所へと人の移動があります。

越年臨時泊については、過去の利用者の3割近くが年々生

活保護に移行しているので、夜間宿所利用者と同じように、

列に並ぶ人は減少しています。

今年は、600人をどのくらい割るか、という状況では

なからうかと想像されます（だいたい夜間宿所利用者プラ

ス200人くらいが目安？）。

それぞれに越年のプランを考えておられることでしょ

うが、新年を新しい生活で迎えるために、生活保護活用でア

パート・マンションに生活の本拠を移してみませんか？

それこそ、新しい年の区切りにふさわしいと思えるので

のですが・・・。

役所の手続きは、時間がかかるので、年内に敷金支給で

アパートへ移行するには、12月10日までに、申請しない

と間に合いません。

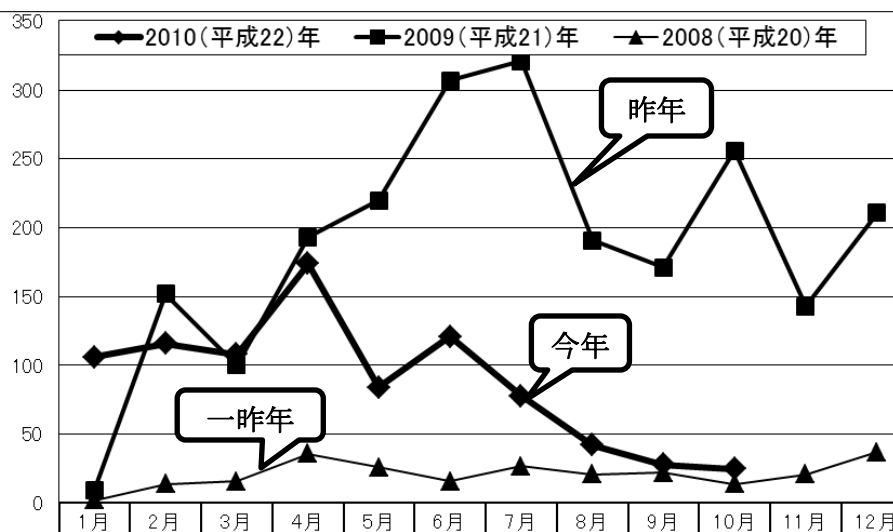
それ以後は、申請しても、施設での待機となります。

年末大バーゲンではありませんが、今がチャンス？

敷金窓口支給件数の減少は、「締め付け」でなく単純に申請

者が減ったためです。心配せずに、申請に行きましょう！

市更相はアナタを待っている・・・と、信じて！



2010(平成22)年	106	116	108	174	84	121	78	42	28	25		
2009(平成21)年	9	152	100	193	220	307	321	191	171	256	143	211
2008(平成20)年	2	14	16	36	26	16	27	21	22	14	21	37

▲ 市更相窓口敷金支給件数推移

し こうそう かま さき ち いき ふく し そうだんまどぐち
市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

や かんしゆくしょりよう た だ りよう しゅうへん こうえん の じゆく かり ご や せいかつ せいかつ
夜間 宿 所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野 宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ　かんかつ　なわ　ば　し　こうそう　まどぐち　てんのう　じ　こうえん　ね　てんのう　じ　く　やくしよ　そうだん
役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談
く　だ　つる　み　ばししょうてんが　い　ね　にしなり　く　やくしよ　い　く　だ
して下さい」といわれます。「鶴見橋 商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この
てん　そうだん　い　まえ　かくにん
点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか し りつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) ^{いりょうそうだん}医療相談

からだ ちょうし わるひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう しょうかい がん か し か びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、
た びょういん しょうかい もちろん むりょう いしゃ いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ
他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室
で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。
にゅういん ばあい せいかつ ほ ご いりょう ほ ご にゅういん ほ ご い
入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談 し せつそうだん

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

最近（さいきん）は利用者（りようしゃ）が少ない（すく）ので、断（ことわ）られることは少ない（すく）ようです。医療（いりょう）センターの受診（じゅしん）の後（あと）、医療（いりょう）センターの相談室（そうだんしつ）で相談（そう）して、紹介状（しょうかいじょう）を書いてもら（か）うことになります。市更相（しこうそう）に持（も）っていきましょう。

市更相（しこうそう）からの、生活ケアセンター（せいかつ）への紹介状（しょうかいじょう）を持（も）って、三徳寮（さんとくりょう）の受付（うけつけ）に行（い）きます。これは、生活保護法（せいけつほごほうがい）外（えんじょ）の援助（えんじょ）、つまり、法外援助（ほうがいえんご）とい（い）います。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。、生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談 きょたくかくほ そうだん

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。

この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。

大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいら^{ちゅうき}ない賃貸^{しききん}住宅（マンション・アパート）に入^{ちんたいじゅうたく}る人は、入居^{はい}したその日^{ひと}に、契約書^{にゆうきよ}を持^ひって、担当^{けいやくしよ}の^も、^{たんとう}担当^もの^{たんとう}区役所^{くやくしよ}へ行^いくことになり^います。保護^ほ決定^{ごけつてい}までの生活^{せい}費^{かつ}がな^ひい人は、市更^{ひと}相^し経^{こう}由^{そう}が^{けい}いいと思^いいます^{おも}が・・・。